

# 戸籍証明等の郵送交付請求書

○ 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、戸籍法により、30万円以下の過料に処せられます。

大子町長 様

令和 年 月 日

請求者 (返送先)	住 所			
	ふりがな			昼間連絡可能な電話番号
	氏 名	(生年月日)明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日		自 宅 勤務先 ( ) 携 帯
	必要な戸籍との関係	1 本人    2 配偶者(夫・妻)    3 直系尊属(父母又は祖父母) 4 直系卑属(子又は孫)    5 同一の戸籍に記載のある方 6 その他( ) ※ その他の場合は下記に記入してください。 (使用目的) (提出先)		

必要な戸籍	(本籍) 大子町大字 番地	筆頭者(戸籍の最初に記載されている方) 氏 名
	必要な人の氏名	(生年月日)明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日

必要な証明	戸 籍 (1通 450円)	全部事項証明(謄本)	通	◎必要な人が亡くなっている場合等、戸籍の必要な範囲を選んでください。(□に✓印を付けてください。) <input type="checkbox"/> 出生から死亡まで(婚姻、転籍、その他全て) <input type="checkbox"/> 婚姻から死亡まで <input type="checkbox"/> 出生から婚姻まで <input type="checkbox"/> 死亡が記載されたもののみ <input type="checkbox"/> ( )歳から死亡まで <input type="checkbox"/> その他( )  ◎戸籍の附票の記載について ■ 本籍・筆頭者氏名の記載が <input type="checkbox"/> 必要 ■ 在外選挙人登録地の記載が <input type="checkbox"/> 必要(登録のある方のみ) ※チェックが無い場合は記載されません。
		個人事項証明(抄本)	通	
	除 籍 (1通 750円)	全部事項証明(謄本)	通	
		個人事項証明(抄本)	通	
	改製原戸籍 昭・平 (1通 750円)	謄 本	通	
		抄 本	通	
	戸籍の附票(現在・除票・改製) (1通 300円)	全 部(謄本)	通	
		個 人(抄本)	通	
	戸籍記載事項証明(戸籍・除籍・原戸籍)(1通 350円)			
身分証明(1通 300円) ※ 代理人の場合は、委任状が必要です			通	
受理証明(1通 350円)			通	
届書に基づく証明( )届(1通 350円)			通	

	項 目	チェック(✓)
請求書と同封していただく書類等	手 数 料	郵便定額小為替を「ゆうちょ銀行」で購入してください。(おなまえ欄等に記入不可) _____ 円分を同封します。 ※ 切手及び現金等では交付できません。
	本人確認書類	請求者の現住所、氏名のわかるもの(運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなどの写し)
	返信用封筒	封筒に宛名(請求者の現住所、氏名)を記入してください。速達の場合は「 <span style="color: red;">■速達■</span> 」と朱書きしてください。
	返信用切手	切手を貼らずに同封してください。通数が多いときや速達を希望のときは、その分の切手を同封してください。 _____ 円分を同封します。
	添付資料	請求者と必要な戸籍との関係がわかる戸籍謄本等(コピー可)を添付してください。ただし、大子町の戸(除)籍で確認できる場合は不要です。

## 戸籍証明等を郵送で請求するにあたって

個人のプライバシーを保護するため、本籍、住所、氏名等が正確でない場合、第三者からの請求で正当な理由でない場合には、請求に応じられないことがありますので、御了承ください。

1 請求できる方は次の方です。次の(1)～(4)以外の方が請求する場合は「委任状」が必要です。

- (1) 本人及び同じ戸籍に記載されている方
- (2) 必要な戸籍に記載されている方の配偶者
- (3) 必要な戸籍に記載されている方の直系の血族（父母、祖父母、子、孫など）
- (4) 身分証明書の請求は、必ず本人が請求してください。  
(代理人が請求する場合は、本人の委任状が必要です。)

2 次のものを大子町役場町民課町民担当へ送付してください。

(1) 請求書

- ア ダウンロードした請求書又は便せんなどに必要事項を記入してください。(便せんなどの場合は、請求書を参考にしてください。)
- イ 請求書の内容に不明点があった場合、電話で確認させていただく場合がありますので、昼間（午前8時30分から午後5時15分）の連絡先の電話番号を記入してください。

(2) 手数料

- ア ゆうちょ銀行（郵便局）で定額小為替を購入してください。  
購入した定額小為替には、何も記入しないでください。  
なお、郵便切手、収入印紙、収入証紙、現金等では交付できません。
- イ 不足の場合は、請求者へ連絡します。不足分が届き次第送付します。
- ウ 余った手数料（定額小為替）は、返却します。

(3) 本人確認書類

- ア 請求者（返送先）の現住所、氏名がわかる運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証などの写しが必要です。

1点でよいもの	運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、官公署の発行した顔写真付きの証明書など
2点以上必要なもの	健康保険証、年金手帳、社員証、学生証など

- イ 運転免許証等の住所変更をしていないものは、本人確認書類として扱えません。

(4) 返信用封筒、郵便切手

- ア 封筒に請求者（返送先）の住所、氏名を記入してください。勤務先等には送付できません。
- イ 速達等を希望の場合は、封筒に「**■速達■**」と朱書きし、必要分の切手を同封してください。
- ウ 切手代不足の場合は、「受取人払い」にさせていただきます。
- エ 余った切手は、返却します。

(5) 親族関係の確認ができる戸籍（コピー可）

- ア 婚姻関係や親族関係が確認できないと交付できない場合がありますので、必要な戸籍との関係がわかる戸籍謄本等を求めることがあります。

3 送付先（問い合わせ先）

郵便番号 319-3526 茨城県久慈郡大子町大字大子866番地

大子町役場 町民課 町民担当あて 電話 (0295) 72-1112